

従業員研修助成金交付要綱

昭和55年 4月 1日 制定

平成29年 3月24日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う人材育成対策の一環として、会員事業者が従業員に対する研修を実施して、資質の向上と社会的ニーズに対応する素質を涵養し、時代に即応する人材の養成を図るための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、貨物自動車運送事業に従事する従業員の研修を行った会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 助成対象となる従業員は、岡山県内の会員事業所に属する従業員とする。

(助成申請)

第3条 事業者は、前条の従業員研修を実施しようとするときは、実施予定日の10日前までに「研修実施申込書（第1号様式）」を所属支所を経由して、協会に提出するものとする。

2 予算額に達した場合は、申請受付を締め切る。

(研修の実施場所)

第4条 従業員の研修を実施する施設は、別記施設とし、この施設以外は適用しない。

(助成額)

第5条 前条の施設を利用して研修を実施した場合、次の区分により経費の一部を助成する。

(1) 宿泊を伴う研修を行った場合

1名につき2,000円以内

(2) 日帰りとしての研修を行った場合（ただし、1日につき1回の研修のみ対象）

1名につき1,000円以内

2 実際に要した経費が前項の金額以内のときは、その金額とする。

(研修の実施期間)

第6条 従業員の研修を実施する期間は、毎年4月1日から翌年3月25日までとする。

(結果報告)

第7条 事業者は、従業員研修が完了したときは、当該年度3月25日までに「研修完了書(第2号様式)」を、所属支所を経由して、協会に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条の規定による「研修完了書」が提出された場合は、内容審査のうえ、助成金を交付すべきものと認めたときは事業者に対し助成金を交付する。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 第3条の研修実施申込書を提出後、実施予定日又は実施施設を変更し、若しくは実施の取下げをするときは、申請者は、速やかに「研修実施申込書(変更・取下)届出書(第3号様式)」を協会に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項を別に定めることができる。

(附則) 昭和55年4月1日から施行する

平成18年4月1日から施行する

平成23年4月1日から施行する (平成23年5月9日改正)

平成25年4月1日から施行する (平成25年3月25日改正)

平成27年4月1日から施行する (平成27年3月25日改正)

平成28年4月1日から施行する (平成28年3月28日改正)

平成29年4月1日から施行する (平成29年3月24日改正)